

公設公民館における利便性向上等の取組について  
 ～熊本市公民館条例の一部改正～

1 取組の趣旨

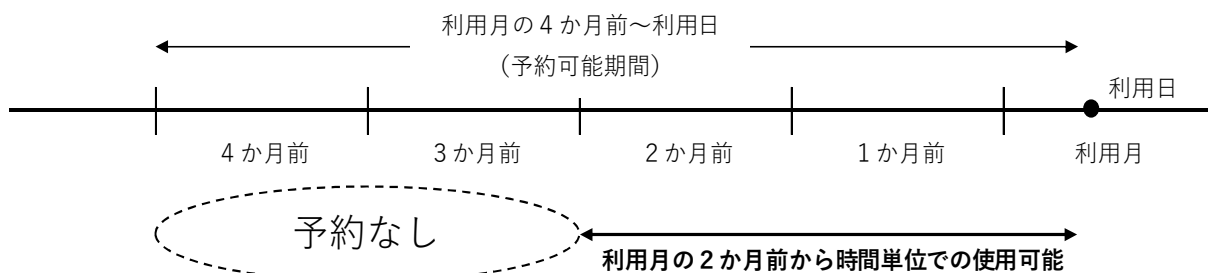
公設公民館の利便性向上等を図ることで、誰もが積極的に活用できる新しい公民館を目指す。

2 主な取組内容

○ 施設予約の利便性向上

- ・ 新予約システムを構築し、来館での予約抽選から、来館せずともシステムで予約可能とし、予約希望が重なった場合は自動抽選を実施。  
 ⇒ 令和4年度中に新システム稼働予定
- ・ 予約時期を2か月前から4か月前からに前倒しするとともに、午前・午後・夜間の区分単位でのみ貸し出していた会議室等を、2か月前の時点で予約の入っていない会議室等については時間単位での利用も可能とする。  
 ⇒ 時間単位での使用料の設定に伴い、条例改正案を令和4年第1回定例会に上程予定

<利用のイメージ>



○ 利用者登録（団体登録）の簡略化

これまで1週間程度要していた利用者登録（団体登録）を、申請時に、身分証明書の確認をすることで即日登録及び即日利用を可能とする。

⇒ 今年度中実施予定

○ 空き室の開放事業

空き室を、夏休みなど長期休業期間・土・日・祝日等に学習（自習）室として開放。

⇒ 今年度実施済み